

答 申

諮問第75号

第1 審査会の結論

和歌山県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった下表の課室等名において別紙1(1)の公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）について行った別紙2に記載の(2)ア、(3)ア、(6)ア及び(7)アの非開示決定（以下「本件処分」という。）は、いずれも妥当である。

課 室 等 名
那賀振興局建設部（以下「那賀建設」という。）・伊都振興局建設部（以下「伊都建設」という。）・西牟婁振興局建設部（以下「西牟婁建設」という。）・海草振興局建設部海南工事事務所（以下「海南工事」という。）

第2 異議申立てに至る経過

- 1 異議申立人は、和歌山県情報公開条例（平成13年和歌山県条例第2号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、平成24年1月8日付けで別紙1(1)のとおり開示請求を行った。
- 2 実施機関は、別紙1(1)の開示請求に対して別紙2に記載する公文書を特定し、一部を開示する部分開示決定及び非開示決定を行い、開示しない部分及び当該部分を開示しない理由並びに非開示決定の理由を別紙2のとおり記載して、別紙2(1)・(4)・(5)にかかる決定を除き、平成24年1月25日付けで異議申立人に通知した。

- 3 異議申立人は、平成24年2月29日付けで行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し異議申立てを行った。

第3 異議申立ての内容要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、実施機関の行った非開示決定を取り消し、存在する情報は、全て隠さず開示してほしいというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書、審査会における説明及び意見の陳述によって、本件処分に関して主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

- (1) 「支出票に添付して期間経過と共に廃棄した」とするのは余りにも計画的で悪質である。和歌山県により毀棄又は隠匿された文書は「和歌山財務事務所や法務局に永久保存されている文書」であり、和歌山県にも「文書分類表保存期間長期(永久)」に基づいて保存されていなければならない文書である。文書分類表保存期間「長期(永久)」に違反する行為を隠蔽工作で「廃棄処分」したとしているが、和歌山県本庁から出された指示(命令)があったと考える。
- (2) 平成20年11月26日に発生した海草振興局建設部でコピーを依頼して職員に渡した後、一部行方不明となった永久保存文書である第7110号一件文書につづられていた公文書についても、調査し、全て隠さず開示を求める。和歌山県全域に亘る文書隠蔽工作としての不開示指示は、極めて悪質である。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が非開示決定通知書、異議申立てに対する理由説明書及び審査会における説明並びに意見の陳述によって主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

1 本件処分について

(1) 別紙2(2)アの開示請求に対する処分について

本件開示請求の内容は、別紙1(1)のとおりであり、実施機関は、那賀建設における対象公文書を「平成17年度～12年度までの不動産登記等業務委託に関する全ての文書」と特定した。

その内訳は、那賀建設が公共用地取得に伴い不動産登記を行うために、社団法人和歌山県公共嘱託登記土地家屋調査士協会（以下「土地家屋調査士協会」という。）に委託した業務に関する起案文書、成果品、支出等に関する公文書である。

平成12年度及び平成13年度に完結する当該公文書については、地方機関共通分類表の支出票として管理し、完結後5年経過で廃棄した。また平成14年度以降完結する当該公文書については、登記申請書として管理し、完結後5年経過で廃棄し、保有していない。よって、条例第11条第2項により、別紙2(2)アのとおり非開示決定とした。

(2) 別紙2(3)アの開示請求に対する処分について

実施機関は、この請求に対する伊都建設における対象公文書を「平成17年度～12年度までの不動産登記等業務委託に関する全ての文書」と特定した。

その内訳は、伊都建設が公共用地取得に伴い不動産登記を行うために、土地家屋調査士協会に委託した業務に関する起案文書、成果品、支出等に関する公文書である。

平成12年度～平成17年度までの当該公文書については、公文書分類表の登記申請書に関する公文書として管理し、完結後5年経過で廃棄した。よって、条例第11条第2項により、別紙2(3)アのとおり非開示決定とした。

(3) 別紙2(6)アの開示請求に対する処分について

実施機関は、この請求に対する西牟婁建設における対象公文書を「平成17年度～12年度までの不動産登記等業務委託に関する全ての文書」と特定した。

その内訳は、西牟婁建設が公共用地取得に伴い不動産登記を行うために、土地家屋調査士協会に委託した業務に関する起案文書、成果品、支出等に関する公文書である。

平成12年度～平成17年度までの当該公文書については、地方機関共通文書分類表の支出に関する書類として管理し、完結後5年経過で廃棄した。よって、条例第11条第2項により、別紙2(6)アのとおり非開示決定とした。

(4) 別紙2の(7)アの開示請求に対する処分について

実施機関は、この請求に対する海南工事における対象公文書を「平成17年度～12年度までの不動産登記等業務委託に関する全ての文書」と特定した。

その内訳は、海南工事が公共用地取得に伴い不動産登記を行うために、土地家屋調査士協会に委託した業務に関する起案文書、成果品、支出等に関する公文書である。

平成12年度～平成17年度までの当該公文書については、支出に関する書類として管理し、完結後5年経過で廃棄した。よって、条例第11条第2項により、別紙2(7)アのとおり非開示決定とした。

2 公文書の管理について

和歌山県では、和歌山県公文書管理規程に基づき、公文書を整理、保管、保存及び廃棄し、公文書分類表の分類項目ごとに公文書を編さんするものとされており、各振興局建設部においても、公文書ごとに、どの分類項目に整理するのが適切かを判断している。本件開示請求に係る対象公文書については、実施機関が業務の委託先から提出を受けた成果物であり、その保存期間が過ぎれば廃棄して差し支えのない性質の公文書であると判断している。なお、現行の公文書分類表には、分類項目として公嘱協会成果品が設けられており、保存期間は5年となっている。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件処分の当否につき審査した結果、次のとおり判断する。

1 基本的な考え方

条例は、その目的を第1条で規定しており、「県民の公文書の開示を求める権利を明らかにするとともに、県の総合的な情報公開の施策に関し必要な事項を定めること」を手段として、「県の機関の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の県政に対する理解と信頼を深め、公正で民主的な開かれた県政を一層推進する」ことを目的とするものである。

したがって、当審査会は県民の公文書開示請求権を十分尊重するという条例の趣旨に従い、実施機関の意見聴取のみにとどまらず、審査に必要な関係資料の提出を求め、当審査会により調査を行い、条例の適用について審査することとした。

2 本件開示請求の特定及び本件処分について

本件開示請求に記載されている請求内容は、後述する一定の条件付けを行った上ではあるが、「平成17年度～12年度までの不動産登記等業務委託に関する全ての文書」である。

この件に関し、実施機関は、平成10年4月1日付けで「不動産登記事務に関する覚書」を土地家屋調査士協会及び社団法人和歌山県公共嘱託登記司法書士協会（以下「司法書士協会」という。また、土地家屋調査士協会及び司法書士協会を「協会」という。）と、「地図訂正業務に関する覚書」を土地家屋調査士協会と締結しており、平成17年4月1日付けで地図訂正事務委託、不動産登記事務委託をひとつにまとめて「不動産登記等業務に関する覚書」を協会と締結している。また、平成17年度までは各振興局建設部においてそれぞれ委託契約を締結しており、平成18年度からは、県本庁（現在、県土整備部の用地対策課）が一括して契約している。

一方、別紙2(1)によれば、海草振興局建設部において、「不動産登記事務委託単価契約書」と「地図訂正業務委託単価契約書」

(以下「2種類の契約書」という。)(平成17年度は「不動産登記等事務委託単価契約書」にまとめられている。)が開示対象となっている。

これらを併せて推測すれば、いずれの振興局建設部等においても、2種類の契約書が存在した可能性は高いと推認する。

ところで、本件開示請求では、前述の文書を特定する条件として「別紙 E-mail:○○○○○○○○_o0034@pref.wakayama.lg.jp 情報公開8開示決定等期限延長通.jtd Content-Type:application/octet_stream Content-Encoding:base64 このメール(以下「用地対策課メール」という。)指示を受けて開示しなかった」と記載している。

この用地対策課メールは、異議申立人からの別紙1(2)(別紙1の(3)及び(4)の補正がなされている)及び(5)の別件2件の開示請求に対して、平成23年10月7日に、用地対策課担当者から各振興局建設部担当者等あてに情報提供として送った電子メールであり、その内容は、期限延長通知の記載例を示すほか、当該開示請求内容は、公図訂正に関連した文書の開示を求めているものであり、仮に成果品に公図訂正以外の部分があったとしても、開示する必要のないことも付記している。

このことから、実施機関は、本件開示請求の対象文書を公図訂正に関連した文書に限定し、土地家屋調査士協会に委託した地図訂正業務委託単価契約書に基づく業務に関する起案文書及び成果品、支出等に関する文書と特定している。

異議申立人の主張に関して言えば、「文書分類表保存期間「長期(永久)」に違反する」とは、本件開示請求と同一請求(別紙1(1))に対して海草振興局建設部は、別紙2(1)のとおり決定を行っており、現に海草振興局建設部にだけ用地委託に関する契約書が長期(永久保存)となっているため、異議申立人は、海草振興局建設部で開示された文書と同様の文書が、那賀建設、伊都建設、西牟婁建設及び海南工事についても存在するはずであるとの主張であり、当審査会は、その主張について実地調査により確認を行い、併せて本件開示請求に係る対象公文書の特定の適否につ

いても審査する。

- (1) 那賀建設は、土地家屋調査士協会に委託したと限定して特定を行っており、平成12年度及び平成13年度にあつては、支出に関する書類として、また平成14年度から平成17年度にあつては、登記申請書に関する書類として管理しており、つぶられていたと主張している。具体的な公文書の分類整理は各振興局建設部の判断に委ねられているとする実施機関の説明に特段の不合理は見受けられないことから、当審査会は、事務局職員をして、平成26年1月14日に那賀建設において実地調査を行わせ、2種類の契約書の分類、保管状況について、公文書管理簿と簿冊の確認を行わせた。

その結果として、平成12年度から平成16年度については、公文書管理簿上長期（永久）として委託に関する契約書の記載があつたが、那賀建設はその部分について、すでに二線で消し訂正していた。実地調査においても、保管器具、保管場所に委託に関する契約書の簿冊を確認することができなかつたことから、2種類の契約書は長期（永久）として分類、保管されているものとは認め難く、当該公文書は存在しないとする実施機関の説明は是認できると判断する。

また、同実地調査で、支出票及び登記申請書の保管状況の確認も併せて行ったところ、平成12年度に完結した支出票は、平成18年5月12日に廃棄されたことが、公文書管理簿により確認できた。同様に平成13年度から平成17年度に完結した支出票及び登記申請書も、5年経過により廃棄されていることが公文書管理簿により確認された。以上により、該当年度の支出票及び登記申請書が廃棄され存在しないことを確認した。

以上から、実施機関は、土地家屋調査士協会に委託した業務についてのみ書類の特定を行っているが、司法書士協会に委託した業務についても含めて書類の再特定を行ったとしても、平成12年度及び平成13年度にあつては支出に関する

書類として、また平成14年度から平成17年度にあっては登記申請書に関する書類としてつづり、管理していたとの主張は不合理ではなく、また実地調査の結果からも、既に廃棄されていると見ても不自然ではないと考えられる。

併せて実施機関に確認したところ、地図訂正業務委託単価契約書に記載のある訂正済証は成果品として支出に関する書類に含まれるため、廃棄され保管されていなかった。また、不動産登記事務委託単価契約書（平成17年度にあっては不動産登記等業務委託単価契約書）に記載のある当時の登記済証は、登記嘱託書に登記済印が押印されたものがつづられ永久保存されているが、その中に公図訂正に関する公文書はつづられていないので、特定に含まれていないとしても不合理とまでは言えない。

- (2) 伊都建設は、土地家屋調査士協会に委託したと限定して特定を行っており、登記申請書に関する書類として管理し、つづられていたと主張している。具体的な公文書の分類整理は各振興局建設部の判断に委ねられているとする実施機関の説明に特段の不合理は見受けられないことから、当審査会は、事務局職員をして、平成26年1月14日及び1月30日に伊都建設において実地調査を行わせ、2種類の契約書の分類、保管状況について、公文書管理簿と簿冊の確認を行わせた。

その結果として、平成12年度から平成17年度については、公文書管理簿上長期（永久）として委託に関する契約書の記載があったが、保管器具、保管場所に平成12年度及び平成13年度の委託に関する契約書の簿冊を確認することができず、2種類の契約書は長期（永久）として分類、保管されているものとは認め難く、当該公文書は存在しないとする実施機関の説明は是認できると判断する。

また、同実地調査で、登記申請書の保管状況の確認も併せて行ったところ、平成12年度に完結した登記申請書は、平成18年4月1日に廃棄されたことが、公文書管理簿により

確認できた。同様に平成13年度から平成17年度に完結した登記申請書も、5年経過で廃棄されていることが公文書管理簿により確認された。以上により、該当年度の登記申請書が廃棄され存在しないことを確認した。

なお、同実地調査により確認した用地長期（永久）保存の公有地取得あっせん等業務委託契約書の原本や写し等は、公図訂正に関連しないため、特定の対象とはならないことは明白である。

以上から、実施機関は、土地家屋調査士協会に委託した業務についてのみ書類の特定を行っているが、司法書士協会に委託した業務についても含めて書類の再特定を行ったとしても、平成12年度から平成17年度にあっては登記申請書に関する書類としてつづり、管理していたとの主張は不合理ではなく、また実地調査の結果からも、既に廃棄されていると見ても不自然ではないと考えられる。

併せて実施機関に確認したところ、地図訂正業務委託単価契約書に記載のある訂正済証は成果品として支出に関する書類に含まれるため、廃棄され保管されていなかった。また、不動産登記事務委託単価契約書（平成17年度にあっては不動産登記等業務委託単価契約書）に記載のある当時の登記済証は、登記嘱託書に登記済印が押印されたものがつづられ永久保存されているが、その中に公図訂正に関する公文書はつづられていないので、特定に含まれていないとしても不合理とまでは言えない。

- (3) 西牟婁建設は、土地家屋調査士協会に委託したと限定して特定を行っており、支出に関する書類として管理し、つづられていたと主張している。具体的な公文書の分類整理は各振興局建設部の判断に委ねられているとする実施機関の説明に特段の不合理は見受けられないことから、当審査会は、事務局職員をして、平成26年1月10日に西牟婁建設において実地調査を行わせ、2種類の契約書の分類、保管状況につい

て、公文書管理簿と簿冊の確認を行わせた。

その結果として、平成12年度から平成17年度については、公文書管理簿上長期（永久）として委託に関する契約書の記載があったが、保管器具、保管場所に委託に関する契約書の簿冊を確認することができなかったことから、2種類の契約書は長期（永久）として分類、保管されているものとは認め難く、当該公文書は存在しないとする実施機関の説明は是認できると判断する。

また、同実地調査で、支出票の保管状況の確認も併せて行ったところ、平成12年度に完結した支出票は、平成18年4月1日に廃棄されたことが、公文書管理簿により確認できた。同様に平成13年度から平成17年度に完結した支出票も、5年経過で廃棄されていることが公文書管理簿により確認された。以上により、該当年度の支出票が廃棄され存在しないことを確認した。

以上から、実施機関は、土地家屋調査士協会に委託した業務についてのみ書類の特定を行っているが、司法書士協会に委託した業務についても含めて書類の再特定を行ったとしても、平成12年度から平成17年度にあつては、支出に関する書類としてつづり、管理していたとの主張は不合理ではなく、また実地調査の結果からも、既に廃棄されていると見ても不自然ではないと考えられる。

併せて実施機関に確認したところ、地図訂正業務委託単価契約書に記載のある訂正済証は成果品として支出に関する書類に含まれるため、廃棄され保管されていなかった。また、不動産登記事務委託単価契約書（平成17年度にあつては不動産登記等業務委託単価契約書）に記載のある当時の登記済証は、登記嘱託書に登記済印が押印されたものがつづられ永久保存されているが、その中に公図訂正に関する公文書はつづられていないので、特定に含まれていないとしても不合理とまでは言えない。

(4) 海南工事は、土地家屋調査士協会に委託したと限定して特定を行っており、支出に関する書類として管理し、つづられていたと主張している。具体的な公文書の分類整理は各振興局建設部の判断に委ねられているとする実施機関の説明に特段の不合理的は見受けられないことから、当審査会は、事務局職員をして、平成26年1月7日に海草振興局建設部及び海南工事、また1月30日に海南工事において実地調査を行わせ、2種類の契約書の分類、保管状況について、公文書管理簿と簿冊の確認を行わせた。

その結果として、平成12年度から平成14年度については、公文書管理簿上長期（永久）として委託に関する契約書の記載があったが、海草振興局建設部で結んだ契約書の写し、本件処分に関する点で言えば、平成12年度から平成14年度については、年度によって異なるが不動産登記事務委託単価契約書あるいは地図訂正業務委託単価契約書の写しが担当者個人の机の中に保存されていることを確認した。担当者によれば、本件開示請求書が提出され、開示決定を行った時点においては、前述した契約書の写しの存在には気が付かなかったとのことであった。その後、事務所内を探したところ、封筒に入ったままの状態での契約書の写しが出てきた。それは、個人の手持ち資料としての取扱いを行っているとのことであった。現状としての保存の状況等から考えて、個人的に保管され、その利用、保存等から組織的に共用されていなかったと認められることから、条例第2条第2項に定義する公文書として取り扱わず、実施機関が公文書管理簿上長期（永久）として委託に関する契約書につづらなかつたことは、特段不合理的なことでもない。

また、同実地調査で、支出票の保管状況の確認も併せて行ったところ、平成12年度に完結した支出票は、平成18年12月19日に廃棄されたことが、公文書管理簿により確認できた。同様に平成13年度から平成17年度に完結した支

出票も、5年経過により廃棄されていることが公文書管理簿により確認された。以上により、該当年度の支出票が廃棄され存在しないことを確認した。

以上から、実施機関は、土地家屋調査士協会に委託した業務についてのみ書類の特定を行っているが、司法書士協会に委託した業務についても含めて書類の再特定を行ったとしても、平成12年度から平成17年度にあつては、支出に関する書類としてつづり、管理していたとの主張は不合理ではなく、また実地調査の結果からも、既に廃棄されていると見ても不自然ではないと考えられる。

併せて実施機関に確認したところ、地図訂正業務委託単価契約書に記載のある訂正済証は成果品として支出に関する書類に含まれるため、廃棄され保管されていなかった。また、不動産登記事務委託単価契約書（平成17年度にあつては不動産登記等業務委託単価契約書）に記載のある当時の登記済証は、登記嘱託書に登記済印が押印されたものがつづられ永久保存されているが、その中に公図訂正に関する公文書はつづられていないので、特定に含まれていないとしても不合理とまでは言えない。

3 条例第11条第2項該当性について

なお公文書分類表によると、支出票や登記申請書（登記申請書にあつては、平成14年度以降分より）の保存期間は5年とされており、上述のような実地調査等も踏まえ、保存期間経過により全て廃棄されたものと見ることが相当である。当審査会としては、異議申立人の長期（永久）につづられていると主張する2種類の契約書を覚知することができず、本件処分は、妥当であると認められる。

4 結論

以上の理由により、当審査会は、冒頭「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

なお、異議申立人は、公図訂正において不正が行われた等の主

張をしているが、当審査会は、条例第19条の規定に基づく実施機関からの諮問に応じ、実施機関が行う開示決定等の妥当性について調査審議する機関であり、異議申立人の当該主張の是非については、当審査会の判断するところではない。

もっとも、条例に定める開示請求権制度の円滑な運用には、公文書が適正に作成、保存等がなされていることが必要不可欠である。審査の過程で、実際には存在しない文書が公文書管理簿に記載されている事例が確認され、公文書管理の不適切な部分が浮き彫りになったことは、当審査会としては遺憾である。

よって、実施機関にあっては、今後、このようなことのないよう、適正な公文書の管理に努められたい。

第6 答申に至る経過

年 月 日	審査の経過
平成24年 3月16日	○諮問（実施機関）
平成24年 4月11日	○実施機関からの理由説明書を受理
平成25年 5月30日	○審議
平成25年 6月14日	○審議
平成25年 7月25日	○審議
平成25年 8月29日	○審議
平成25年 10月1日	○実施機関からの説明及び意見の聴取
平成25年 12月17日	○異議申立人からの説明及び意見の聴取

平成26年1月7日	○実施機関（海草振興局建設部・海南工事）への 実地調査
平成26年1月10日	○実施機関（西牟婁建設）への実地調査
平成26年1月14日	○実施機関（那賀建設・伊都建設）への実地調査
平成26年1月21日	○審議
平成26年1月30日	○実施機関（伊都建設・海南工事）への実地調査
平成26年2月18日	○審議
平成26年3月18日	○審議
平成26年4月22日	○審議
平成26年5月20日	○審議
平成26年6月17日	○審議
平成26年7月9日	○実施機関からの説明資料を受理
平成26年7月29日	○審議
平成27年1月13日	○審議

【別紙 1】

	請求日	請求内容
(1)	平成 24 年 1 月 8 日	別紙 E - mail : ○○○○○○○○ o0034 @ pref.wakayama.lg.jp 情報 公開 8 開示決定等期限延長通.jtd Content-Type : application/octet_stream Content-Encoding:base64 このメール指示を受けて開示しなかった東牟婁振興局以外の振興局 の平成 17 年～ 12 年までの不動産登記等業務委託に関する全ての文書 及び平成 18 年～ 23 年まで開示した内部決裁一件文書。
(2)	平成 23 年 9 月 20 日	平成 13 年～平成 23 年の間で、和歌山県関係不動産に関する公図 訂正全ての公図訂正登記完了証又は関係書類全ての開示。
(3)	平成 23 年 9 月 21 日 (2)の補正	海草振興局、那賀同、伊都同、有田同、日高同、西牟婁同における 平成 13 年～平成 23 年の間、地図（公図）訂正法務局申出書及び添 付書類について和歌山県知事が決裁したこれら文書の基となる起案文 書全部と訂正登記完了証及び関連文書全部の開示。
(4)	平成 23 年 10 月 3 日 (3)の補正	関連文書は、(成果品、公図訂正同意、筆界確認)
(5)	平成 23 年 10 月 3 日	平成 12 年度から平成 23 年までの公図訂正における費用支払事務 に関する検査調書について、和歌山県全域（ただし、東牟婁振興局は 除く）の内部決裁文書一式請求書、支出票、契約書等

【別紙 2】

非開示・部分開示決定	公文書の名称	左のうち開示しない部分	開示しない理由
(1) 平成 24 年 3 月 9 日付け海建総第 414 号による部分開示決定	不動産登記事務委託単価契約書(平成 12 年 4 月 1 日締結) 地図訂正業務委託単価契約書(平成 12 年 4 月 1 日締結) 不動産登記事務委託単価契約書(平成 13 年 4 月 1 日締結) 地図訂正業務委託単価契約書(平成 13 年 4 月 1 日締結) 不動産登記事務委託単価契約書(平成 14 年 4 月 1 日締結) 地図訂正業務委託単価契約書(平成 14 年 4 月 1 日締結) 不動産登記事務委託単価契約書(平成 15 年 4 月 1 日締結) 地図訂正業務委託単価契約書(平成 15 年 4 月 1 日締結) 不動産登記事務委託単価契約書(平成 16 年 4 月 1 日締結) 地図訂正業務委託単価契約書(平成 16 年 4 月 1 日締結) 不動産登記等事務委託単価契約書(平成 17 年 4 月 1 日締結)	①社団法人和歌山県公共嘱託登記土地家屋調査士協会理事長印影 ②社団法人和歌山県公共嘱託登記司法書士協会理事長印影	条例第 7 条第 3 号ア該当 法人その他の団体に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。
	平成 23 年 11 月 22 日起案 海建総第 256 号「公文書開示請求の協議について」及び平成 23 年 12 月 25 日起案 海建総第 256 号「公文書開示決定について(伺い)」		
	起案文 1 枚目	個人の氏名(公になっているものを除く)及び住所	条例第 7 条第 2 号該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため。
	公文書開示請求書	個人の氏名、住所及び電話番号	条例第 7 条第 2 号該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため。
公文書開示決定通知書(案)	個人の氏名(公になっているものを除く)	条例第 7 条第 2 号該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため。	

		公文書部分開示決定通知書（案）	個人の氏名（公になっているものを除く）	条例第7条第2号該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため。
		平成23年11月24日起案 海建総第257号「公文書開示請求の協議について」及び平成23年12月1日起案 海建総第257号「公文書開示決定について（伺い）」		
		起案文1枚目	個人の氏名（公になっているものを除く）及び住所	条例第7条第2号該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため。
		公文書開示請求書	個人の氏名、住所及び電話番号	条例第7条第2号該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため。
		公文書開示決定通知書（案）	個人の氏名（公になっているものを除く）	条例第7条第2号該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため。
		公文書部分開示決定通知書（案）	個人の氏名（公になっているものを除く）	条例第7条第2号該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため。
(2)	ア 平成24年1月25日付け那建総第835号による非開示決定	別紙 E-mail : ○○○○ ○○○○o0034@pref.wakayama.lg.jp 情報公開8開示決定等期限延長通 .jtd <u>Content-Type: application/octetstream</u> <u>content-Encoding:base64</u> このメール指示を受けて開示しなかった東牟婁振興局以外の振興局の平成17年度～12年までの不動産登記等業務委託に関する全ての文書	—	保存期間経過による廃棄のため
	イ 平成24年1月25日付け那建総第835号による部分開示決定	①平成23年11月25日起案 公文書開示請求にかかる決定について伺い（那建総第583号） ②平成23年11月7日起案 公文書開示請求について（協議）（那建総第583号） ③平成23年10月7日起案 開示決定等期	個人の氏名（県職員を除く）、住所及び電話番号	条例第7条第2号該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため。

		<p>限延長通知について伺い（那建総第 583 号）</p> <p>④平成 23 年 11 月 24 日起案 公文書開示請求にかかる決定について伺い（那建総第 584 号）</p> <p>⑤平成 23 年 11 月 7 日起案 公文書開示請求について（協議）（那建総第 584 号）</p> <p>⑥平成 23 年 10 月 7 日起案 開示決定等期限延長通知について伺い（那建総第 584 号）（開示対象公文書を除く。）</p>		
(3)	ア 平成 24 年 1 月 25 日付け伊建総第 31 - 55 号による非開示決定	<p>別紙 E-mail : ○○○○ ○○○○_o0034@pref.wakayama.lg.jp 情報公開 8 開示決定等期限延長通 jtd (Content-Type : application/octet_streamContent-Encoding:base64) このメールを受けて開示しなかった東牟婁振興局以外の振興局の平成 17 年～ 12 年までの不動産登記等業務委託に関する全ての文書</p>	—	保存期間経過による廃棄のため
	イ 平成 24 年 1 月 25 日付け伊建総第 31 - 55 号による部分開示決定	<p>平成 23 年 10 月 6 日起案 公文書開示に係る開示決定期限の延長について伺い</p> <p>平成 23 年 11 月 10 日起案 公文書開示に係る協議について伺い</p> <p>平成 23 年 10 月 7 日起案 公文書開示に係る開示決定期限の延長について伺い</p> <p>平成 23 年 10 月 19 日起案 公文書開示に係る協議について伺い</p>	個人の氏名（県職員を除く。）、郵便番号、住所及び電話番号	条例第 7 条第 2 号該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため。
(4)	ア 平成 24 年 1 月 23 日付け有建用第 224 号による非開示決定	<p>別紙 E-mail : ○○○○ ○○○○_o0034@pref.wakayama.lg.jp 情報公開 8 開示決定等期限延長通 jtdContent-Type : application/octet_streamContent-Encoding:base64 このメール指示を受けて開示しなかった東牟婁振興局以外の振興局の平成 17 年から 12 年までの不動産登記等業務委託に関する全ての文書</p>	—	保存期間経過による廃棄のため

	イ 平成 24 年 1 月 23 日付け有建用第 224 号による部分開示決定	公文書開示請求について(平成 23 年 10 月 11 日起案) 公文書の開示決定について(平成 23 年 11 月 14 日起案)(開示した文書を除く)	開示請求者の住所、氏名及び電話番号	条例第 7 条第 2 号該当 個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであるため。
(5)	ア 平成 24 年 1 月 24 日付け日建用第 783 号による非開示決定	E-mail : ○○○○○○ ○ o0034 @ pref. wakayama.lg.jp 情報公開 8 開示決定等期限延長通.jtdContent-Type : application/octet_streamContent-Encoding:base64 このメール指示を受けて開示しなかった東牟婁振興局以外の平成 17 年～ 12 年までの不動産登記等業務委託に関する全ての文書	—	保存期間経過による廃棄のため
	イ 平成 24 年 1 月 24 日付け日建用第 783 号による部分開示決定	公文書開示請求に係る開示決定等期限特例適用通知について(伺い)(起案日 23.10.4 日建用第 760 号、761 号)	①個人の氏名(県職員のものを除く) ②電話番号 ③個人の住所	条例第 7 条第 2 号該当 個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであるため。
		公文書部分開示決定についての用地対策課に対する事前協議について(伺い)(起案日 23.11.2 日建用第 760 号 開示した文書を除く。)	④個人の氏名(県職員のものを除く) ⑤電話番号 ⑥個人の住所	条例第 7 条第 2 号該当 個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであるため。
		公文書部分開示決定についての用地対策課に対する事前協議について(伺い)(起案日 23.11.2 日建用第 761 号 開示した文書を除く。)	⑦個人の氏名(県職員のものを除く) ⑧電話番号 ⑨個人の住所	条例第 7 条第 2 号該当 個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであるため。
		公文書部分開示決定通知について(伺い)(起案日 23.11.21 日建用第 761 号)	⑩個人の氏名(県職員のものを除く)	条例第 7 条第 2 号該当 個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであるため。
		公文書部分開示決定通知について(伺い)(起案日 23.11.24 日建用第 760 号)	⑪個人の氏名(県職員のものを除く)	条例第 7 条第 2 号該当 個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであるため。
(6)	ア 平成 24 年 1 月 25 日付け西建用第 362 号による非開示決定	別紙 E-mail : ○○○○ ○○○○_o0034@pref. wakayama.lg.jp 情報公開 8 開示決定等期限延長通.jtdContent-Type : application/octet_streamContent-Encoding:base64 このメール指示を	—	保存期間経過による廃棄のため

		受けて開示しなかった東牟婁振興局以外の振興局の平成 17 年度～12 年度までの不動産登記等業務委託に関する全ての文書		
	イ 平成 24 年 1 月 25 日付け西建用第 362 号による部分開示決定	平成 23 年 10 月 7 日付け起案 開示決定等期限延長通知書の交付について (伺い) 平成 23 年 11 月 22 日付け起案 公文書開示請求書に係る開示の決定について (伺い) (開示対象文書を除く) 平成 23 年 11 月 25 日付け起案 公文書開示請求書に係る開示決定について (伺い) (開示対象文書を除く)	個人の住所、氏名及び電話番号 (県職員を除く)	条例第 7 条第 2 号該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものであるため。
(7)	ア 平成 24 年 1 月 25 日付け海建海工第 465 号による非開示決定	別紙 E-mail : ○○○○ ○○○○_o0034@pref.wakayama.lg.jp 情報公開 8 開示決定等期限延長通.jtdContent-Type : application/octet_stream Content-Encoding:base64 このメール指示を受けて開示しなかった東牟婁振興局以外の振興局の平成 17 年～12 年までの不動産登記等業務委託に関する全ての文書	—	保存期間経過による廃棄のため
	イ 平成 24 年 1 月 25 日付け海建海工第 465 号による部分開示決定	平成 23 年 11 月 25 日付け起案 公文書開示決定等について (開示対象公文書を除く) 平成 23 年 11 月 14 日付け起案 公文書開示請求に伴う本庁主務課との協議について (開示対象公文書を除く) 平成 23 年 10 月 7 日付け起案 開示決定期限延長について (伺い)	個人の住所、氏名、電話番号 (県職員を除く)	条例第 7 条第 2 号該当 個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであるため。